ファイル名 : H141
解像度(DPI) : 300
フォームサイズ : A4
使用フォント : NONE
使用ロゴ : NONE
使用タイル : NONE
使用グラフィック : NONE
使用カラー : NONE
ファイルサイズ(Bytes) : 225068

用紙サイズ : A4
Nアップ : 1UP
スケール(%) : (100,100)

印刷モード : SIMPLEX
コピー部数 : 1

豊田市長　太田　稔彦
（公　印　省　略）

心身障がい者医療費受給者証の更新申請について

あなたがお持ちの「心身障がい者医療費受給者証」は、有効期間の終了日が近づいています。心身障がい者医療費受給者証の有効期間が終了すると、医療費助成を受けられなくなります。心身障がい者医療費受給者証を引き続き使用するためには、療育手帳の再判定手続きに合わせて、「心身障がい者医療費受給者証」の交付申請書を提出していただく必要があります。

つきましては、下記のとおり手続きをお願いします。

※療育手帳の再判定手続きについては、別紙「療育手帳の再判定実施について」を参照してください。

記

1　提出書類　　心身障がい者医療費受給者証交付申請書（同封）　※別紙記入例を参照

2　申請期限　　

3　申請方法　　療育手帳再判定申請書と合わせて同封の返信用封筒で郵送してください。

4　その他　　（１）申請期限を過ぎますと、心身障がい者医療費助成が継続して受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

（２）新しい療育手帳ができ、心身障がい者医療費受給者証の更新ができましたら、心身障がい者医療費受給者証は郵送します。心身障がい者医療費受給者証を更新できなかった場合は、不認定通知を送付します。

（３）心身障がい者医療費受給者証が更新されるまでの医療費は、福祉医療課から払い戻しできる可能性がありますので、領収書を保管しておいてください。
※払い戻しは福祉医療課で手続きが必要になります。

◎払い戻し申請に必要なもの◎

□領収書（受診者名、受診日、保険点数の記載があるもの）
□心身障がい者医療費受給者証　　□振込口座のわかるもの
□健康保険に加入していることを証明する書類

【問合せ先】

・心身障がい者医療費受給者証の更新手続きについて
福祉医療課　福祉医療担当
電話　（０５６５）３４－６７４３
ＦＡＸ　（０５６５）３４－６７３２

・療育手帳の再判定手続きについて
障がい福祉課　給付担当
電話　（０５６５）３４－６７５１
ＦＡＸ　（０５６５）３３－２９４０